

武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会

報 告 書

平成19年12月



武蔵野市長 邑上 守正 殿

本委員会は、平成19年6月28日に邑上武蔵野市長より委嘱を受け、市民にとって一層魅力のある商工会館地域情報コーナーの在り方を検討するため、議論を重ねてまいりました。この度その結果がまとまりましたので、ここに「武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会報告書」として提出いたします。

本報告書の中で私たちは、「武蔵野市民と市外からの来街者双方にとって魅力的な地域情報の発信拠点」として地域情報コーナーを再構築することを提案しています。その具体的あり方についても、私たちがなりの青写真を描きました。これらの提案に沿って地域情報コーナーが再構築され、市民にとっても市外からの来街者にとっても魅力ある場所になることを強く願っています。

しかしながら、地域情報コーナーが実際に魅力的な場所になるかどうかは、その運営者の創意と工夫、そして何より、地域情報コーナーをより魅力的な場所にしていこうとする意志にかかっています。そのような「志」をもった主体の努力により、近い将来活気あふれる地域情報コーナーが姿をあらわすことを、委員一同心から期待しています。

平成19年12月4日

武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会

委員長	見城 武秀
副委員長	三宅 治光
委員	稲垣 英夫
	金子 和雄
	嶋崎 幸子
	野々山 桂
	本田 拓夫
	宮道 健一

# 武蔵野市商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会 報告書

## <目 次>

1. 本委員会が設置された経緯および目的	1
2. 地域情報コーナーの抱える問題について	2
2.1 開設当初の地域情報コーナーの理念と、それが実現されなかった理由の検証	
2.2 『地域情報コーナーのあり方について（報告）』で指摘された問題点	
3. 地域情報コーナー活性化のための方策	4
3.1 住民と来街者双方にとって魅力的な情報の発信拠点としての地域情報コーナー	
3.2 新しい地域情報コーナーのコンセプト	
3.3 運営主体について	
4. その他の課題	7
5. 資料	9
1. 武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会委員	
2. 武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会設置	

## 1. 本委員会が設置された経緯および目的

地域情報コーナーは、「多様な媒体を活用し、地域情報を発信することにより、地域の活性化を図る」（『武蔵野市武蔵野商工会館条例』）ことを目的として武蔵野市商工会館1階に設けられ、平成13年6月のオープン以来、展示会や講演会、公開放送、ライブコンサート、常設パソコンによる市民の情報検索活動などに利用されてきた。さらに、こうした多目的・複合施設としての性格を活かしつつ、市民が自らのメディア利用力を向上させるための支援もおこなってきた。

地域情報コーナーがこのような性格をもつにいたった経緯を簡単に振り返っておこう。商工会館の全体的性格と構成に関する明確な方向が示されたのは、商工会館建設委員会が平成8年9月に策定した「基本構想・基本計画」の中でのことであった。続いて平成10年に設置された「商工会館情報提供システム検討委員会」は、商工会館内に置かれる情報提供コーナーの基本コンセプトや、提供される情報の内容および提供手段などを提案した。さらに、市役所内部に設けられた「商工会館情報提供フロアー庁内検討プロジェクト」では情報提供システム等の具体的項目について検討がおこなわれ、平成12年に設置された商工会館情報管理準備委員会が、コーナーの管理・運営に関する方針や具体的方法などを提言した。

このように長い準備期間と多くの議論を経て開設にいたった地域情報コーナーであるが、オープン後6年を経た現在、当初の理念に沿った十分な活用がおこなわれているとは言いがたいのが実状である。開設時に導入されたマルチビジョンや地域情報システム、また開設後に設置した燃料電池展示コーナーについては、機器類の老朽化その他の事情により、撤去または廃止されている。平成18年度のイベント利用実績は51.5%と若干ながら増加傾向ではあるが、集客には限りがあり、常設パソコンによるインターネットの利用実績は1万4,276人と、こちらは減少傾向を見せている。

こうした状況の中、平成18年には庁内に地域情報コーナー活性化に向けた施策を検討するためのワーキンググループが設けられ、『地域情報コーナーのあり方について（報告）』を提出した。このような流れをうけ、「市民にとって魅力のある活用方法等その在り方を検討するため」（『武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会設置要綱』）に設置されたのが本委員会である。

## 2. 地域情報コーナーの抱える問題について

地域情報コーナーの新しい在り方を検討するための出発点として、まず、現在の地域情報コーナーが抱える問題点と、そのような問題点を抱えるにいたった理由を考察する。

## 2.1 開設当初の地域情報コーナーの理念と、それが実現されなかった理由の検証

### (1) 開設当初の地域情報コーナーの理念

開設当初、地域情報コーナーに期待されていたのは、吉祥寺（武蔵野市）の情報を発信する基地としての性格、ならびに武蔵野市からの情報発信をサポートする基地（コミュニティ・メディア・センター）としての性格であった。さらに、地域情報の発掘・発信に市民自身が参加していくための基盤づくりも、地域情報コーナーに期待された役割であった。

### (2) 地域情報コーナーの管理・運営に関する開設当初の考え方

地域情報コーナーの管理・運営にあたっては、最初、コーナーの日常的運営を担当する運営委員会と、運営委員会の活動をチェックする役割を果たす管理委員会の2つが設置された。これは、コーナーの日常的運営をになう主体に独自の裁量権を認め、コーナーの活性化を図るとともに、その裁量権が恣意的に行使されないようにするための方策であった。運営委員会は学識経験者、地元CATV関係者、コミュニティFM関係者、タウン誌関係者、市役所関係者によって構成され、管理委員会は学識経験者、商工団体関係者、教育関係者、市民、市役所関係者によって構成された。

### (3) 地域情報コーナー開設後に起こったこと

こうして立ち上がった運営委員会だが、実際の委員会では、コーナーの運営方針をめぐる最初から議論が割れ、具体的な企画を実現するまでにはいたらなかった。また、CATV関係委員の転任、途中からフロア管理の受託団体がむさしのエフエムになったためのコミュニティFM関係委員降任などの事情により、運営委員会が実質上機能しなくなり、平成14年6月28日の第3回委員会をもって運営委員会は解散した。

運営委員会が解散した後は、「運営委員会の活動のチェック」を主な役割としていた管理委員会が「コーナーの有効活用についてのアドバイス」、「自主事業についてのアイデア」、「地域情報システム（電子掲示板）に組み込むべき機能」などについての議論もおこなうようになった。しかし、本委員会の設置にともなう措置として、平成19年3月をもって管理委員会も解散し、現在にいたっている。

### (4) 考察

以上のような経緯をふまえながら、地域情報コーナーの運営が活性化されなかった要因を考察すると、以下のようなことになる。

(ア) 運営委員会については、各委員がそれぞれ携わっているメディア関連活動を横に結びつけることによって新たな地域情報のあり方を模索することがイメージされていたのに、実際には全体のコーディネートがうまくおこなわれず、運営方針についての意見が収斂しなかった。

- (イ) 運営委員会解散後の管理委員会では、いい意見が散発的に出ながらも、それらを具体的な運営へと実現していくためのプロセス・仕組みが明確でなかったため、アイデア段階で終わってしまった。
- (ウ) 当時の地方自治法により、公共的団体にしか管理運営に係る委託ができなかったのに加え、コーナー開設当時には管理運営全体を委託できる公共的団体が存在しなかった。そのため、管理は市の直轄で、受付等を業務委託するという形をとることとなった。しかし、その後の運営委員会の解散などにより、行政のみで魅力あるイベントを継続的に企画することに限界が生じた。また、集まる情報も行政情報中心となり、まちの情報については収集し発信するしくみがなかった（ただし、現在は、平成15年の法改正により指定管理者制度が導入され、民間にも施設の管理運営を委ねることが可能になったという状況の違いがある）。

## 2.2 『地域情報コーナーのあり方について（報告）』で指摘された問題点

本委員会の設置に先立ち、地域情報コーナー活性化のための施策を模索するために行なわれた平成18年の庁内関連各課による検討では、コーナーの抱える問題点として以下のような指摘をおこなっている。いずれももっともな指摘であり、コーナーの活性化を考える上で考慮すべきものである。

- (1) 有料のイベントに制約があるため、活気のあるイベントができない
- (2) 地域情報が少なく、地域に関する情報を十分に提供できない
- (3) 駅から多少距離があるため、集客力を高めるのが困難である
- (4) 魅力ある催し物を常時行うことができなかったため、コミュニケーションの広場を確立するまでに至らなかった。
- (5) 市民等に必要な情報を収集・加工・発信する仕組み作りが必要であった
- (6) 入り口の位置の関係で入りづらいなど、施設の構造上の問題がある
- (7) コーナー内に東京法務局証明書交付窓口があり、スペースの利用に制約をあたえている

現在の地域情報コーナーが抱える以上のような問題点をふまえ、次節では地域情報コーナーを活性化するための具体的方策について論じていく。

### 3. 地域情報コーナー活性化のための方策

#### 3.1 住民と来街者双方にとって魅力的な情報の発信拠点としての地域情報コーナー

先に触れた『地域情報コーナーのあり方について（報告）』では、地域情報コーナーの新たな活用のあり方として、以下の8つの候補があげられている。

- (1) 『一時預かり等を含む、子供関連施設（授乳スペース等）』
- (2) 『公共トイレ・休憩スペース』
- (3) 『集会施設（音楽室）』
- (4) 『運動施設』
- (5) 『都市観光機能』
- (6) 『各種情報ストレージ機能』
- (7) 『地元各種協議会本部機能』
- (8) 『NPO支援機能』

そして検討の結果、『都市観光機能』を最有力候補、『一時預かり等を含む、子供関連施設（授乳スペース等）』を2番目の有力候補とする結論を出している。

本委員会では、地域情報コーナーが現在抱える問題点についての分析を踏まえ、また、上記報告における議論と提案を参考にしながら、今後の情報コーナーの在り方に関する検討をおこなった。

ここまで見てきたように、地域情報コーナーを一層活性化していくためには、そこに継続的に人が集まってくるような仕組みが必要である。そのためには、地域情報コーナーが来訪者にとって魅力ある機能を有していること、たとえば他では入手できない地域情報を提供したり、ぜひ参加したいと思うようなイベントを展開したりすることが不可欠である。

さらに、来訪者にとって魅力ある情報やイベントを考えるにあたっては、地域情報コーナーが位置する吉祥寺駅周辺地区の特徴を考慮する必要がある。平成15年9月に実施された吉祥寺来街者へのアンケートによると、吉祥寺への来街者の内、市外からの来訪者が全体の7割近くを占めるという（『平成15年吉祥寺来街者調査』に紹介されているデータによる）。このような条件を勘案するなら、地域情報コーナーが果たす機能も、武蔵野市民にとってのみならず、市外からの来街者にとっても魅力的なものにしていく必要があるだろう。

このような観点からながめたとき、上で述べたような地域情報コーナーの立地条件をできるかぎり有効に活かす利用法として、『地域情報コーナーのあり方について（報告）』でも最有力候補とされた『都市観光機能』が浮かび上がってくる。地域情報コーナーを、



来街者にまちの魅力を伝え、また市民もまちを楽しむことができる地域情報の発信拠点として見直すとき、都市観光の視点と重なるものが多いのである。

都市観光とは近年注目を浴びつつある概念であり、いわゆる「観光」という言葉がもつ「旅先の土地や風景を楽しむこと」といった意味合いとはかなり異なる意味を含んでいる。平成19年8月に策定された『武蔵野市観光推進計画』は都市観光を、「従来の観光のように、温泉や神社仏閣など名所・旧跡を見物するだけでなく、商業施設での買い物や飲食、芸術の鑑賞・体験、会議やイベントへの参加、歴史・文化の学習なども含む、多様な都市の魅力を楽しむもの」としている。また、来街者が「市民とは異なる外の視点から都市の魅力を引き出し、評価」し、それを市民との交流の中で市民に伝えることで、市民も「自分が住むまちの魅力を再発見し、『友を招き、案内したいまち』として、誇りを持ってまちの魅力を発信するようになる」とされている。

都市観光という言葉をおよこのような意味でとらえたとき、地域情報コーナーを活性化するために必要な条件——単に市民にとって魅力的であるのみならず、市外からの来街者にとって魅力的な機能を果たし、情報やイベントを提供していくこと——との共通点は明らかであろう。また、このような方向性は、上記『武蔵野市観光推進計画』の策定によって武蔵野市がもつさまざまな魅力を都市観光の視点で捉えなおし、地域の活性化や地域経済の振興、さらには快適な市民生活の実現を図ろうとする市の施策とも整合的である。

以上のような理由から、本委員会は地域情報コーナーを「武蔵野市民と市外からの来街者双方にとって魅力的な地域情報の発信拠点」として再構築すること、言い換えれば、武蔵野市における都市観光推進のひとつの拠点として位置づけることを提案する。この大方針のもと、次節では新しい地域情報コーナーの具体的なあり方について論ずる。

### 3.2 新しい地域情報コーナーのコンセプト

『武蔵野市観光推進計画』には、「観光推進の目標」として以下の3つが挙げられている。

- (1) 市民、来街者が共に楽しみ、交歓できるまち
- (2) 訪れる人々それぞれが価値・意義のある時間を創り、体験できるまち
- (3) 楽しさとくつろぎのなかに安全・安心が実感できるまち

地域情報コーナーを都市観光の拠点として再構築していく場合、特に上記(1)と(2)が重要である。すなわち、「住民は関心をもつが来街者は関心をもたない」ような情報や「来街者は関心をもつが住民は関心をもたない」ような情報だけではなく、「住民と来街者がともに関心をもち、楽しめるような情報」の発掘・集積・発信場所として、地域情報コーナーを位置づけていく必要がある。来街者にとっては知らないまちの魅力を発見でき

る場所、住民にとっては、知っていると思っていたまちの新しい魅力を再発見できる場所である。

この点を大前提とした上で、新しい地域情報コーナーが果たす役割を考えたとき、以下のような機能が考えられるだろう。

**(1) まちに関する情報を整理・蓄積し、検索可能にするとともに発信していく「データベース機能」**

これまで市や商工会議所、商店会連合会、吉祥寺活性化協議会などの公共セクター・半公共セクターがそれぞれ別々に作成していた地図、パンフレット類などを収集・提供する。また、武蔵野市の観光情報を収集し、情報誌やウェブサイトなどの形態で発信していく。

**(2) まちを訪れた人の目的に応じて必要な情報をアレンジし、提供する「案内機能」**

地域情報に関するガイドとしての役割を来街者にたいして果たすボランティア（コンシェルジュ）が常駐する案内所としての役割。また、そのようなボランティアスタッフの養成や認定、登録もおこなう。

**(3) まちに関する情報を求める人と、まちを訪れた人に情報を提供したい人とを結びつける「交流機能」**

地域情報の提供という観点から、武蔵野市に関する芸術・文化の紹介をおこなう。また、その一環として武蔵野市に関する書籍・物品の紹介、場合によっては販売をおこなう。また、地域住民と来街者が自由に訪れ、情報交換ができるサロンスペースを設けたり、掲示板を設置したりする。各種コミュニティ紙・誌や、イベント関係のチラシ類を置くためのスペースも設ける。

**(4) まちについての情報がある企画の下に整理し、発信する「展示・イベント機能」**

地域発の文化の育成、発信のための展示やイベントを開催する。常設のイベントスペースを設けるのではなく、上記「交流機能」の場となるスペースを場合にに応じてイベントに利用できるような工夫をする。また、子ども向けの保育付きイベントを開催することで、子育て中の親を側面から支援するといった活動も考えられる。

なお、上記いずれの機能においても、子ども連れやペット連れ、車椅子利用者、海外からの旅行者など、「少数ではあるが、より特化した情報が必要な人びと」を視野に入れることが必要である。これはコーナーの公共的性格と深くかかわる事柄である。地域情報コーナーがどのような主体によって運営されるにしろ、民間セクターでは整備されにくいこれらの情報が提供されるよう市が働きかけていくことが求められる。

### 3.3 運営主体について

複数のメディア関連活動団体によって構成された地域情報コーナー発足時の運営委員会は、コーディネーター役がうまく機能しなかったがゆえに、本来期待されていた活動を十分に展開することができなかった。この経験に鑑みると、都市観光の拠点として「地域情報コーナー」を再構築する場合、その運営主体は、『武蔵野市観光推進計画』において武蔵野市の観光推進を担うとされている「武蔵野観光推進機構」（仮称）のような、単独の、公共的性格の強い団体とする方がよいだろう。

ただし、その際には、（１）運営主体の公共的性格が確保されるよう、当該団体を構成するメンバーの選択にあたって十分配慮すること、（２）地域情報コーナーの運営主体の自主的判断（自主事業の展開も含む）を最大限尊重するとともに、（３）コーナーの運営に関する情報開示を徹底的に進めること、などの条件を市として考慮すべきであろう。

## 4. その他の課題

運営のための財源については、運営主体の選定をめぐる今後の議論と関係づけながら論じていく必要があるが、少なくとも地域情報コーナーの管理・運営費を補うための自主事業の実施などについて、運営主体の自主的判断を尊重するようなしくみづくりが必要であろう。この点について、本委員会では有料のイベントを開催することなどは認めてもよいだろうという意見が出たことを付記しておく。

現在設置されているインターネットに接続された5台のパソコンについては、家庭やインターネットカフェにおけるパソコンやインターネット利用の広がりから、その意味合いが変化してきていることは否めない。単にパソコンを無料開放するのではなく、使い方を地域情報の取得などに限定するなど、コーナーの設置目的に沿った提供のあり方を改めて考えるべきであろう。

施設については、人が入りやすいようコーナーへのアクセスを工夫する必要がある。現在は通りから2回ドアを通らないと入れず、たまたま通りかかった人がフラッと立ち寄りにくい雰囲気がある。通り側に入り口を設けるといった方策も検討の余地がある。

また、東京法務局証明書交付窓口については、地域情報コーナーの性格とは異なるものであり、コーナーの運営に支障が生ずるため、しかるべき場所に移転する方向で検討されることが望ましい。

さらに、コーナーの名称については、親しみやすく性格がわかりやすいものにすることが大切であることから、愛称の公募を行なうことも検討すべきであろう。

いずれにせよ、今後の運営については、常に利用者の視点に配慮し、利用者の声をすくいあげ運営に反映させていく努力を怠ってはならない。この地域情報コーナーでなければ手に入りにくい情報も含め、地域情報への潜在的需要を掘り起こし、提供していくようなしくみを作り上げていくことも重要である。

武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会委員

◎見城 武秀氏	成蹊大学准教授
稲垣 英夫氏	武蔵野商工会議所会頭
金子 和雄氏	武蔵野市商店会連合会会長
本田 拓夫氏	吉祥寺活性化協議会会長
野々山 桂氏	NPO法人まちづくり観光機構理事長
三宅 治光氏	(財)武蔵野市開発公社常務理事
宮道 健一氏	公募市民
嶋崎 幸子氏	公募市民

◎印は、委員長

## 武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市立武蔵野商工会館地域情報コーナーについて、市民にとって魅力のある活用方法等その在り方を検討するため、武蔵野商工会館地域情報コーナー在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するために必要な事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者8人以内で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 吉祥寺地域の商工関係者
- (3) 吉祥寺地域の市民団体に属する者
- (4) 公募による者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年10月31日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

### (報酬)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定に基づき、市長が別に定める。

### (庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画政策室市民協働推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月28日から施行する。